

# 2022年10月1日から 初診および再診時にかかる 「選定療養費」が変わります。

一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務付けられています。

健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、当院における徴収金額を以下のとおり変更しますので、お知らせいたします。

選定療養費の種類	対象	現行		改定後 2022年10月～
初診時	紹介状を持参せず、受診された方 同一病名・同一症状であっても初診と みなされる場合	医科	5,500円	7,700円
		歯科	3,300円	5,500円
再診時	症状が安定し、他の医療機関等へ紹介 を受けた後に、他の医療機関からの紹介 によらずに受診された方	医科	2,750円	3,300円
		歯科	1,650円	2,090円

## ＜初診時選定療養費を徴収しない方＞

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された方
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ⑤ 外来受診から継続して入院した方
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を事実的に担っているような診療科を受診する方
- ⑦ 治験協力者である方
- ⑧ 災害により被害を受けた方
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑩ 公費負担医療を受給されている方  
※子ども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑪ その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方

## ＜再診時選定療養費を徴収しない方＞

- ① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診された方
- ② 外来受診から継続して入院した方
- ③ 災害により被害を受けた方
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療により受診される方
- ⑤ 公費負担医療を受給されている方  
※子ども医療、ひとり親医療の受給者は徴収対象となります。
- ⑥ その他、当院を直接受診する必要を特に認めた方